

令和5年五所川原市教育委員会第5回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和5年五所川原市教育委員会第5回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第22号	令和5年5月25日	議案に対する意見について	令和5年5月25日	原案可決
議案第23号	令和5年5月25日	五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について	令和5年5月25日	原案可決
議案第24号	令和5年5月25日	五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について	令和5年5月25日	原案可決
議案第25号	令和5年5月25日	五所川原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について	令和5年5月25日	原案可決
議案第26号	令和5年5月25日	五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱について	令和5年5月25日	原案可決
議案第27号	令和5年5月25日	五所川原市立小学校中学校適正規模・適正配置基本計画(案)について(追加議案)	令和5年5月25日	原案可決

令和5年五所川原市教育委員会第5回定例会会議録

日時：令和5年5月25日（木） 午後3時00分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

- 開会
- 第 1 会議録署名委員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 前回会議録の承認（令和5年第4回定例会）
 - 第 4 教育長の報告
 - 第 5 議案書様式の見直しについて
 - 第 6 議案第22号 議案に対する意見について
 - 第 7 議案第23号 五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 第 8 議案第24号 五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について
 - 第 9 議案第25号 五所川原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
 - 第10 議案第26号 五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱について
 - 第11 議案第27号 五所川原市立小学校中学校適正規模・適正配置基本計画（案）について（追加議案）
 - 第12 その他
- 閉会

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	原	真	紀	
1番	丁子谷		悟	委員
2番	奈良	陽	子	委員
3番	楠美	恭	寛	委員
4番	奥山	彩	香	委員

◎説明のため出席した職員（8名）

	教育部長	藤	原	弘	明
教育総務課	課長	須	藤	淳	也
社会教育課	課長	棟	方	龍	峰
社会教育課スポーツ振興室	室長	山	谷	祥	文
学校教育課	課長	五十嵐		圭	一
学校給食センター	所長	葛	西		一
図書館	館長	山	内		淳
学校教育課	課長補佐	三	上	裕	久

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐	工	藤	大
-------	------	---	---	---

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和5年五所川原市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、1番 丁子谷委員、2番 奈良委員を指名いたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。今定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和5年第4回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認について、御異議なければ承認したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、前回会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告をいたします。

はじめに、青森県市町村教育委員会連絡協議会から県教育委員会に提出する「令和6年度青森県教育施策に関する要望書(案)」について報告いたします。5月12日に開催された同会の教育長会議に出席してきましたが、その会議において審議された案は、委員の皆様が明日5月26日参加予定の総会での審議を経て、7月頃に県の方に提出見込みであるとのことでした。12項目の継続の要望と5項目の新規の要望の計17項目の要望案となっております。詳細につきましては、明日の会議で皆様に資料が配布されるものと思われますので、本日は、項目のみ紹介いたします。

要望事項1は、「いじめ防止等に向けた体制の強化について」です。要望事項2は、「スクールカウンセラー配置の拡充について」です。要望事項3は、「小・中学校における特別支援教育の充実について」です。要望事項4は、「社会教育施設及び社会体育施設の整備に係る補助制度の創設並びに学校施設整備に係る財政支援の拡充について」です。要望事項5は、「中学校における少人数学級編制の更なる推進などについて」です。要望事項6は、「栄養教諭・学校栄養職員の要件の改正について」です。要望事項7は、「ICT活用教育推進に向けた教育環境の整備について」です。要望事項8は、「県内全自治体への指導主事の配置について」です。要望事項9は、「学校支援員の配置・派遣に係る補助の拡充について」です。要望事項10は、「学校図書館を全国平均に到達させる施策の実施について」です。要望事項11は、「国及び県指定文化財の保存活用に資する県費補助制度の拡充等について」です。要望事項12は、「小・中学校における教職員定数に係る充足率の改善について」です。ここまですが、継続要望となります。

そして次からは新規要望となりますが、要望事項13は、「部活動指導員配置に係る補助の拡充について」です。要望事項14は、「学校給食費の保護者負担軽減のための支援措置について」です。要望事項15は、「小・中学校の統廃合に伴う通学支援の拡充について」です。要望事項16は、「公立小・中学校等の老朽化対策等施設整備に係る財源確保について」です。要望17は、「学校の新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援について」です。以上項目のみの報告とさせていただきますが、明日はよろしく願いいたします。

次に、令和5年度の高齢者大学について報告いたします。5月17日には、五所川原地区の北辰大学開講式が行われました。今年度の受講者数は、133名で、うち新規受講者数は12名でした。続いて、5月24日に市浦地区の寿大学開講式が行われました。今年度の受講者数は、62名で、うち新規受講者は4名となっております。また、明日、5月26日には金木地区のひばの樹大学開校式が予定されております。こちらの受講者数は、57名で、うち新規受講者は3名となっております。

私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

次に日程第5としまして、議案の審議に入る前に議案書様式の見直しについて、事務局から報告がありますので担当より説明を求めます。

○教育総務課長

「議案書様式の見直しについて」、資料を基に説明した。

○教育長

ありがとうございました。

様式等の見直しということで説明がありましたが、この件について何か質問等ございますでしょうか。

これまでは、五所川原市議会を倣いやってきたところが、実は我々教育委員会の会議は合議体であり、見直しが必要であるため、これからは青森県教育委員会のものを概ね参考にしていくということでもあります。また、情報公開のものについては、独自性を出していくということでした。今後もまた、必要に応じて随時手直ししていくということでありましたけれども、よろしいでしょうか。

○丁子谷委員

前回の会議のものがサンプルとして資料にあがっていますが、三輪小学校学校運営協議会委員の名簿と社会教育委員の名簿を対比してみますと、職名などは共通していますが、住所まで載せているものもあるため、公開するにあたっては個人情報の保護としては、いかがなものかと思いたしますがいかがでしょう。

○教育総務課長

こちらについては、前回提出した議案になりますが、この後に学校教育課から議案の説明がございますが、委員等の名簿については新しく様式を定めております。先ほど御指摘のあった、住所といったものは記載してございません。あくまでも名簿に記載するものは、所属先、氏名、備考としております。附属機関の委員の場合は、条例で定める選出区分がありますので、どういった方々を選んだかわかるようにそちらも記載いたします。また、こちらは確定した様式ではございませんので、まずは事務局側としても効率化を図るため、今回お示しした様式で進めさせていただきます。一方で、先ほど教育長からもお話がございましたが、これは必要な情報だというものがあれば、随時お知らせいただければ検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○丁子谷委員

分かりました。

○奥山委員

氏名の振り仮名があればありがたいなと思います。

○教育総務課長

了解いたしました。

今回の議案には振り仮名は振っておりませんが、次回以降の議案には振り仮名を振らせていただきます。

○教育長

よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○教育長

ほかにはないので、これから議案審議に入りたいと思います。

次に日程第6、議案第22号「議案に対する意見について」を議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

○教育総務課長

○スポーツ振興室長

議案第22号「議案に対する意見について」の令和5年度五所川原市一般会計補正予算について、資料を基に説明した。

○教育総務課長

議案第22号「議案に対する意見について」の五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案について、議案書を

基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○楠美委員

入学支援金についてですが、住民票が市内にあって、市外の学校に通っている子供はもらえと思いますが、例えば、中学校から寮のある市外の学校に入学して、住民票を市外に移している場合は対象になりますか。

○教育総務課長

5月1日で市内に住民票がある子供を対象にしておりますので、その時点で市内に住民票がない子供は対象になりませんが、私どもで確認したところ、今年度市外の学校に入学した中学生は5名おり、全員市内に住民票があることは把握しております。また、5月1日以降に市外に転出された場合でも対象としておりますので、これから転出があった場合でも支給いたします。

○教育長

あくまでも、5月1日時点にいた方が対象ということでありまして。
ほかにございませんか。

○奈良委員

この支援金は、入学児童生徒を対象とありますが、今の小学校1年生と中学校1年生だと思っておりますが、これからの事務手続きは教育委員会では実施するのでしょうか。

○教育総務課長

教育委員会ですべて実施します。

ただ、学校側へは、書類を入れた封筒をお渡しして、その封筒を児童生徒に持たせて保護者に渡してもらうことと、書類の入った封筒を回収して、教育委員会へ提出してもらうことをお願いいたします。6月1日に市内小中校長研修会がありますので、その際に私どもでお邪魔してお願いに上がる予定です。

○奈良委員

親はお金がもらえるのでいいのですが、個人情報のやり取りもあって手間がかかりますね。

○教育総務課長

書類は全部封筒に入れ、閉じた状態でやり取りするので、先生方が口座情報等の個人情報を見ることはございません。

○奈良委員

大変だとは思いますがよろしくお願いします。

○教育長

ほかにございませんか。

○丁子谷委員

この入学支援金ですが、所得制限はあるのでしょうか。

○教育総務課長

所得制限はございません。

○丁子谷委員

もう1つ、楠美委員も質問していた、部活や特殊学校でほかの市町村の学校に入学した場合、住民票を置いて行った、持って行ったということはどこで把握するのでしょうか。

それと、克雪ドームを修理することがよくあって、修理できる業者は1つしかないと聞いています。保険が100パーセントおりにいるうちはいいのですが、これから50パーセントになると市の持ち出しがでてきますので、今回は額を見ればそんなに大きくはないですが、一旦修理してもすぐにまた修理が必要にならないように対応をお願いします。

○教育総務課長

住民票の把握については、教育総務課で住民基本台帳を基に市民課へ依頼して把握しております。こちらの支援金の補正予算の予算要求する際に一度確認してございます。実はこの5月1日を基準にしたのも、4月7日の入学式に合わせて、4月2日や

3日に転入してきた記録が見られたため、4月1日ではなく5月1日を基準としたものであります。4月中に転出した場合は支給対象外となりますが、4月7日の入学式以降で転出された対象者はいないことを確認しております。

また、楠美委員からも質問がありました、部活動等で他市町村の学校に入学された子供については、4月以前に転出されている場合は対象外となります。同じく、他市町村から市内の学校に入学されている子供についても対象外となります。

○スポーツ振興室長

丁子谷委員からドームを修繕できる業者は1社しかないというお話がありましたが、株式会社TRA・Kという膜専門の業者になりますが、事故等があれば東京から来ていただいている信頼のおける業者であります。

資料を見ていただければ、ドームの図に線が引かれているところが被雷導体と呼ばれるものになります。全部で10本ございまして、一番端の部分が今回修繕する箇所であり、クリップのような留め金が外れてぶら下がっている状態であります。

今後懸念されるのが、被雷導体は10本あり、年数もたっていることから順番に壊れていくことが予想されるため、毎年必要箇所の修繕を行うとともに、全体を一度把握することが大事だと考えております。

○教育長

いずれにしても、年数とともにあちこち修繕が必要になると思われまますので、いかに良い状態で長く使えるかということをもって調査しながら、計画的に長寿命化を図るため、逐一情報を集めながらやっていただければと思います。

ほかにございませんか。

○奥山委員

こちらの支援金は、県内では五所川原市以外で取り組んでいるところがありますか。

○教育総務課長

確認を取ったわけではございませんが、入学者に対してということであれば、県内でも当市だけだと思ってございます。

一方、低所得者世帯の支援については、おそらく全国の市町村で行われるものと思ってございます。今回、教育委員会の予算をご説明いたしました、このほかにも事業者向けとして市で補助金を出しております。

○奥山委員

来年度、予算がなければ継続はないという認識でよろしいでしょうか。

○教育総務課長

この支援金はあくまでも国の交付金の活用でございますので、国からそういったものがなければ次年度はないものと考えてございます。

○奥山委員

もしかしたら、去年は入学時にお金を振込しますよといった案内があったのに今年はないのかなと、子供の多い家庭では思われるかもしれませんが、あくまで今年度は国からの補助金を活用したもので今後については不明です、といった内容がお知らせに書かれていたほうが、今後ずっと五所川原市では支援があると誤解されないで済むのかなと思います。

○教育総務課長

この支援金はあくまでも国の補助金を活用したものだとして書き足して、誤解がないようにさせていただきます。

○教育長

今年もらう方はいいのですが、来年入学する方もおりますので、そういったかたちで周知はしていく必要があるのではないかと思います。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第23号「五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について」と日程第8、議案第24号「五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について」は関連がありますので一括議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

○学校教育課長

議案第23号「五所川原市教育支援委員会委員の委嘱について」及び議案第24号「五所川原市教育支援委員会専門員の委嘱について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○楠美委員

議案23号と24号のどちらも委員の任期が令和6年6月5日となっていますが、教諭の方が転勤等で異動があった場合は、3月31日までになると思いますが、転勤があっても6月5日まで続けられるのでしょうか。

○学校教育課長

異動があった場合は、そのときで終わりとなります。こちらの委員は充て職となっており、その学校に勤務されている特別支援教育に携わっている方が委員になることになっております。

○楠美委員

分かりました。

○教育長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第25号「五所川原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」と日程第10、議案第26号「五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱について」は関連がありますので一括議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

○学校教育課長

議案第25号「五所川原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」及び議案第26号「五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

ちなみに議案第25号の3番の方の苗字は何と読むのでしょうか。

○学校教育課長

「たらきだ」と読みます。

○教育長

先ほどの議案書様式の見直しの際の奥山委員の御意見にありましたが、次回からの名簿は氏名に振り仮名を振ったものになるかと思えます。

ほかにございませんか。

○楠美委員

議案第26号は、「五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会委員の委嘱について」、議案第25号は、「五所川原市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」と議案第26号には「等」があつて、議案第25号には「等」がないのには何か理由があるのでしょうか。

○学校教育課長

議案第25号の「五所川原市いじめ問題専門委員会」は、いじめの重大事態が起こったときに集まっていたき、調査するための委員でありますので、いじめに特化しているため「いじめ問題」となっております。

一方で、議案第26号の「五所川原市いじめ問題等対策連絡協議会」は、いじめや問題行動等について広く協議する場となっておりますので、「等」という言葉がついております。

○奥山委員

いじめ問題が発生してから、専門委員会が開かれるまでの流れを教えてください。

○学校教育課長

いじめの重大事態が発生しますと、学校から学校教育課へ報告書が届きます。その報告書をもって、いじめかどうか判断することになりますが、その際に「五所川原市いじめ問題専門委員会」を招集しまして、そこで審議することになっております。

○教育長

こちらは、特段何もなくても年に2回ほど合同で情報交換会をやっております。

○学校教育課長

6月と2月に開催しております。

○奥山委員

今までに実際にいじめの重大事態で「五所川原市いじめ問題専門委員会」を招集したことはどのくらいあったのでしょうか。

○学校教育課長

過去に2回ございまして、平成27年度と平成29年度だったと記憶しております。

○奥山委員

重大事態については、頻繁に報告があがってくるものではないですか。

○学校教育課長

頻繁に報告は上がってきておりません。本市の場合はいじめによる不登校ということで2件の報告がありました。

○奥山委員

本当はもっと件数が多いものと思っているのですが、いじめの現場の学校ではもっと問題を抱えていて、報告はあがっていないものの実際はもっとあるのではないかと感じました。

○教育長

ありがとうございました。
ほかにございませんか。

○丁子谷委員

年に2回情報交換をしているということですが、学校ではアンケートを取って教育委員会に毎月報告していると思いますが、重大か重大でないかはどこで判断しているのでしょうか。委員会ですか、学校長ですか。

○学校教育課長

いじめの報告は様式が1から3までございまして、毎月提出しているものが様式1です。本人又は周囲に対して及ぼす影響が大きいいじめの場合には様式2で提出していただいております。重大事態の場合は様式3で学校長が教育委員会へ報告となっております。

いじめの重大事態というのは、いじめによる自殺があった場合やいじめによって不登校になった児童生徒がいる場合などの事案が発生した場合です。

○教育長

様式2で提出されたものも場合によっては、こちらから学校に問い合わせをして様式3になるということも大いに有り得ます。

○丁子谷委員

なかなか区切りが難しいものですね。

○教育長

学校によって捉え方の差があればいけませんので、様式2で提出されたものについても学校教育課で学校とやり取りしながら精査していく必要がありますので、引き続きお願いいたします。

○丁子谷委員

大変ですが、子供を守るためにもよろしく申し上げます。

○学校教育課長

承知いたしました。

○教育長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは質疑を終結いたします。
採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、追加議案として、日程第11、議案第27号「五所川原市立小学校中学校適正規模・適正配置基本計画（案）について」を議題といたします。

本議案については、まだ公にできる案件ではないため、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。本件について、担当より説明願います。

（異議なしの声あり）

○教育長

異議なしと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、本件について公開しないことといたします。なお、本日は傍聴者がいないため、本件非公開に係る退出者なしのまま会議を継続いたします。

（非公開審議開始） 午後4時02分

～ 五所川原市教育委員会会議規則第15条のただし書きの規定により公開しないこととした部分については第18条第2項の規定により会議録を別に作成する ～

（非公開審議終了） 午後4時16分

○教育長

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
続いてその他に入りますが、何かございますか。

○教育総務課長

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について、資料を基に説明する。

○教育長

事務委任規則の一部改正について、議案ということではなく、今後議案として上げる前に現時点で考えているという説明であったかと思います。

今の時点でこれに御質問等ございますでしょうか。

○丁子谷委員

懲戒じゃなくて、例えば訓告などであれば専決処分でも通用するかと思いますが、懲戒以上になると不服申立というものがでてくる可能性があるのも、何でも専決するのではなく、十分注意して改正していただきたいと思います。

○教育総務課長

まさに丁子谷委員御指摘のとおりでございますが、先ほど説明足らずでうまく伝えられず大変申し訳ございませんが、今回の見直しにあっては、課長級未満の職員の懲戒、分限処分が、今の解釈でいくと専決処分になっているため、すべからず懲戒、分限処分については、教育委員会の定例会の場にお諮りしたいと思っております。一方で課長級以上の懲戒処分に至らないもの、例えば速度違反といったものが想定されますが、訓告などといったものにつきましては専決処分としたいといった御提案でございます。

○丁子谷委員

ついでにもうひとつお聞きしたいのが、例えば教職員のスピード違反などですが、校長以外は教育長が処分を伝達するわけですね。任命権者は県なのに、処分は教育長から伝達してくださいというのいつも疑問に思っておりました。

○教育長

処分が重いものについては、私も一緒に行くこととなりますが県の教育事務所から伝達されます。

今の件については、次回以降の議案になろうかと思っております。

それではその他としてほかにございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

本日の日程は全て終了しました。
これにて令和5年五所川原市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。

午後4時32分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月23日

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

五所川原市教育委員会委員 1番 丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 2番 奈 良 陽 子

会議の書記 教育総務課長 須 藤 淳 也